

○平成二十年総務省告示第四百六十五号（三五二・一六八七五MHz以上三五二・三八一二五MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める件）の一部を改正する件案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十八条第一項第一号の規定に基づき、三五二・一六八七五MHz以上三五二・三八一二五MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を次のように定める。</p> <p>一 三五二・一六八七五MHz、三五二・一七五MHz、三五二・一八一二五MHz、三五二・一八七五MHz又は三五二・一九三七五MHzの周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、全国の陸上及び日本周辺海域（日本国の領海の基線（領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第一条第一項に規定する基線をいう。）から二百海里の線（その線が中間線（同法第一条第一項に規定する中間線をいう。以下この項において同じ。）を超えているときは、その超えている部分については、中間線とする。）までの海域をいう。次項において同じ。）並びにそれらの上空とする。</p> <p>二 前項の周波数以外の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、全国の陸上及び日本周辺海域とする。</p>	<p>電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十八条第一項第一号の規定に基づき、三五二・一六八七五MHz以上三五二・三八一二五MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を次のように定める。</p> <p>一 三五二・一六八七五MHz、三五二・一七五MHz、三五二・一八一二五MHz、三五二・一八七五MHz又は三五二・一九三七五MHzの周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、全国の陸上及びその上空とする。</p> <p>二 前項の周波数以外の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、全国の陸上とする。</p>